

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）  
第 5 条第 3 項の規定により、東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業の実施  
方針を公表します。

平成 13 年 9 月 5 日

東京都公営企業管理者  
下水道局長 鈴木 宏

## 東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業実施方針

東京都下水道局（以下「都」という。）は東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電設備  
整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関  
する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 推進法」という。）に則り、実施することとし  
ます。本実施方針は、PFI 推進法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の  
選定を行うにあたり、事業実施に関する方針として定めるものです。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業の内容

#### (1) 事業名

森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業

#### (2) 対象となる公共施設等

森ヶ崎水処理センター常用発電設備

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

東京都公営企業管理者 下水道局長 鈴木 宏

#### (4) 事業目的

本事業の事業目的は次のとおりである。

ア 民間の資金、技術、経営ノウハウ等の活用による低廉な電力の確保

イ 未利用エネルギーである汚泥消化ガスを有効利用し、省エネルギーの実現及び地球環境保全に貢献

ウ 自主電源の確保による処理場運営の信頼性の向上

#### (5) 事業の範囲、規模等

ア 選定事業者が行う業務の範囲

##### (ア) 常用発電設備の設計・建設

選定事業者は、その設計による常用発電設備（以下「本設備」という。）を森ヶ崎水処理センター（以下「センター」という。）に建設する。なお、選定事業者は、本設備の完成後その所有権を東京都（以下「都」という。）に移転するものとする。

##### (イ) 電力及び温水の供給

選定事業者は、都に所有権移転された本設備を運営・維持管理し、都に電力及び温水を供給する。都は、この電力をセンターの場内電力として利用し、温水を汚泥消化槽の加温用に利用するものとする。

##### (ウ) 汚泥消化ガス・処理水の活用

電力及び温水の供給に当って、都は選定事業者に汚泥消化ガス及び処理水を提供する。選定事業者は、汚泥消化ガスについては全量利用し、処理水の利用量についてはその提案によるものとする。汚泥消化ガス及び処理水の具体的な利用方法は、選定事業者の提案によるものとする。

なお、汚泥消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化槽から発生するメタンガスを主成分とするガスを指し、処理水とはセンター内で処理された水を指す。

## イ 事業規模等

この事業に関する設備の能力その他の事業規模は、次のとおりとする。

### (7) 電力の供給能力

#### a 常時の電力供給能力

センターの電力需要を超えない範囲で、選定事業者の提案に基づく電力を供給できるものとする。

【参考】昼間におけるセンターの平均電力需要：約 13,000kW

#### b 非常時の電力供給能力

商用電力停電時には最低 9,000kW の電力を供給するものとする。

### (イ) 温水の供給能力

センターの需要に応じ、平均 16,800MJ/h の温水を供給するものとする。

### (ウ) 汚泥消化ガスの供給

都から提供する汚泥消化ガスの供給量は平均して約 1,300Nm<sup>3</sup>/h とする。

## ウ 事業期間

事業期間は、電力及び温水の供給開始の日から 20 年間とする。

### (6) 事業の日程（予定）

平成 14 年度上期	選定事業者との事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結
平成 14 年度上期	着工
平成 16 年度上期	運用開始

### (7) 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たって選定事業者が遵守すべき法令等は次のとおりである。

- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
- ・その他関係する法令等

## 2 特定事業の選定の方法及び基準

都は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、財政資金等の効率的活用が図られることが期待できる場合は、次の基準に基づく客観的評価を行ったうえで本事業を特定事業として選定する。

なお、評価の結果はこれを公表する。

ア 本事業を都直営で実施する場合とPFI事業として実施する場合に係る事業期間中の都の支出額の比較及び事業採算性等の検討による定量的評価

イ 本事業をPFI事業で実施する場合に係る民間事業者の技術、経営ノウハウ等の活用による定性的評価

ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価

エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方針

都は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者の選定を進めていくものとする。

なお、募集に当っては一般公募型プロポーザル方式によることとし、プロポーザルの対象等詳細は募集要項で示すものとする。

### 2 募集及び選定の日程（予定）

平成 13 年 11 月	特定事業の評価及び選定並びにこれらの結果の公表 事業者公開募集要項の配布 現場説明会及び質問受付
平成 13 年 12 月	質問回答書配布
平成 14 年 2 月	提案受付
平成 14 年 3 月	提案評価及び事業予定者の決定並びにこれらの結果の公表

### 3 応募者の資格

応募者は、この事業の遂行に当り株式会社の設立を行おうとする単数又は複数の法人から構成されるものとする。

なお、応募者を構成する法人は、次の(1)から(5)までの全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都の指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複参加していないこと。
- (4) 都とこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者の構成員として参加していないこと。
- (5) 応募に必要な書類を提出した者であること。

### 4 提案の審査及び事業者の選定

#### (1) 提案審査委員会

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、主に学識経験者等の外部委員を含んで構成される提案審査委員会において行うものとする。

#### (2) 審査内容

##### ア 資格審査

この事業を事業期間中安定的に遂行する応募者の能力の有無

イ 技術提案審査

常用発電設備の性能、運転管理体制、保全管理体制、緊急時の対応、環境対策等

ウ 事業計画提案審査

事業採算計画の現実性及び安定性、事業計画に係る都の支出等

(3) 事業者の選定

都は、提案審査委員会の審査に基づき事業予定者を決定し、当該事業予定者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立した場合には、当該事業予定者をこの事業を実施する事業者として選定する。

なお、協議が成立しない場合は、事業予定者以外の応募者と協議を行うこともある。

(4) 審査結果の公表

審査結果の概要は、これを公表する。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、都に帰属しないが、公表、展示、その他都がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、都は、これを無償で使用することができるものとする。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、当該リスクを招いた原因者がそのリスクを負担することとし、不可抗力、法令変更等、都又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、都と選定事業者の役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを負担する。

なお、都と選定事業者間のリスク分担方法については、事業契約でその詳細を規定するものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

都と選定事業者のリスク分担は、原則として別紙1「リスク分担表」によることとし、詳細については募集要項等で示した上で、最終的には事業契約に規定するものとする。

#### 3 事業の監視

都は、事業期間中に選定事業者が提供するサービスの内容の確認及び選定事業者の財務状況を把握するため、選定事業者に対して定期的に報告を求めることができるものとする。

また、都は、選定事業者が事業契約で規定する仕様、条件等を満たさない場合は、選定事業者に対して改善措置等を求めることができるものとする。都による監視方法、改善措置等の方法、内容等については、事業契約に規定するものとする。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の立地条件

(1) 所在地

東京都大田区昭和島 2-5-1

(2) 面積

約 1,200 m<sup>2</sup>

(3) 都市計画区域

工業専用地域

(4) 配置

別紙2「森ヶ崎水処理センター事業場所平面図」を参照。

### 2 施設の規模

第1 1(5)イに掲げるとおり。

## 第5 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、都と選定事業者は誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に関する紛争については、都の事務所（本庁）の所在地を管轄する日本国の裁判所を都と選定事業者の合意による専属的管轄裁判所とする。

## **第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置**

事業の継続が困難となる事由が生じた場合は、都及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復措置等を講じることとする。なお、詳細については事業契約で規定する。

### **2 事業の継続が困難となった場合の措置**

1 の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、事業を終了する。  
なお、詳細については事業契約で規定する。

### **3 金融機関と都との協議**

事業の安定的な継続を図るために、都は、必要に応じて、一定の事項について、選定事業者  
に資金を提供する金融機関と協議を行うことがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置**

選定事業者が事業を実施するに当たり、法令等の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### **2 財政上及び金融上の支援**

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、都は、これらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### **3 その他の支援**

選定事業者が事業を実施するに当たって必要な許認可等に関し、都は、必要に応じて協力をを行うものとする。

## 第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、債務負担行為を定めるよう手続を進めるものとする。

### 2 実施方針に対する質問又は意見の受付

この実施方針に関する質問又は意見は、別紙 3「実施方針に関する質問・意見書」を使用し、以下の方法で提出するものとする。

#### (1) 電子メール

Microsoft Word97 以上の添付書類として提出すること。

#### (2) 郵送又は持参

A4 判にてプリントアウトしたもの及び Microsoft Word97 以上で作成した文書を保存したフロッピーディスクを提出すること。

#### (3) 提出期限

電子メール及び郵送の場合	平成 13 年 9 月 14 日（金）午後 5 時必着
持参の場合	平成 13 年 9 月 13 日（木）及び同月 14 日（金）までの午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

提出された質問に対しては、平成 13 年 9 月 28 日（金）午前 9 時から 11 時 30 分までの間に都庁第二本庁舎 7 階 7 A 会議室において回答書を配布する。また、回答書と同時に意見も公表するが、会社名等は公表しない。

なお、回答書は、下水道局ホームページにおいても公表する。

### 3 送付先・連絡先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都第二本庁舎 7 階

東京都下水道局計画調整部計画課

電話 03-5320-6608（ダイヤルイン）

メールアドレス pfi@gesui.metro.tokyo.jp（ただし、提出期間中のみ受付とする）

ホームページアドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

## 別紙 1 リスク分担表

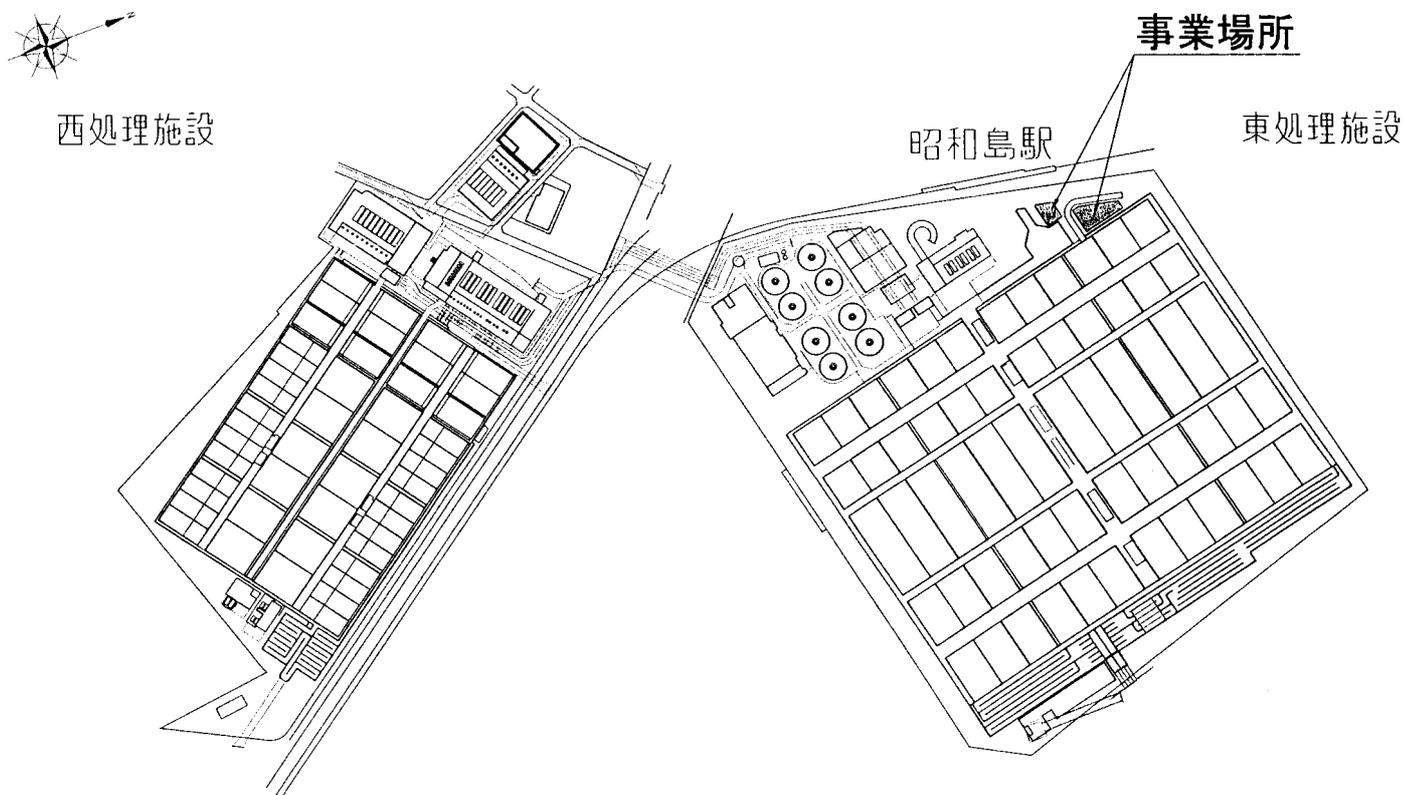
○:主分担者 △:従分担者

事業段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			都	選定事業者
共通	物価上昇	人件費や燃料費等の物価の上昇に伴う選定事業者の経費の増加	○	△
	金利変動	借入金利の変動に伴う選定事業者の経費の増加		○
	法令変更又は許認可失効	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は選定事業者の責めによらない許認可の失効に伴う選定事業者の経費の増加	○	
		上記以外の法令の変更又は許認可の失効による選定事業者の経費の増加		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の都又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。)に伴う以下のリスク。 ・選定事業者の経費の増加又は収入の減少 ・都の経費の増加 ・完工遅延又は引渡し遅延	○	△	
計画、設計及び建設	事業の中止又は延期	都の方針変更、議会議決等による本事業の中止又は延期による選定事業者の経費の増加又は損害の発生	○	
	資金調達	本事業を実施するために必要な選定事業者の資金調達		○
	測量調査	都が行った測量調査等の不備、誤り等により生じる選定事業者の経費の増加	○	
		選定事業者が行った測量調査等の不備、誤り等により生じる一切の費用		○
	設計	選定事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる一切の費用		○
	設計変更・工程変更	都の指示等による設計変更又は工程変更に伴う選定事業者の経費の増加	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による設計変更又は工程変更に伴う選定事業者の経費の増加		○
	完工遅延・引渡し遅延	都の責めに帰すべき事由による完工遅延又は完工後の引渡し遅延に伴う選定事業者の経費の増加	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による完工遅延又は完工後の引渡し遅延に伴う選定事業者の経費の増加		○
	第三者賠償	建設期間中の騒音や振動等によって周辺住民等に損害を与えたことによる損害又は賠償費用等		○
関連施設の整備	都が整備すべき関連施設の不備又は完工遅延等による選定事業者の経費の増加	○		
	選定事業者が整備すべき関連施設の不備又は完工遅延等による選定事業者の経費の増加		○	
瑕疵担保	引渡し後の本設備の瑕疵による選定事業者又は都の経費の増加		○	
運営	電力又は温水の供給停止又は供給能力の低下	都の責めに帰すべき事由による電力又は温水の供給停止又は供給能力の低下に伴う選定事業者の収入の減少又は都の経費の増加	○	
		選定事業者の責めに帰すべき事由による電力又は温水の供給停止又は供給能力の低下に伴う選定事業者の収入の減少又は都の経費の増加		○
	汚泥消化ガス又は処理水の供給	都から選定事業者に提供される汚泥消化ガス及び処理水の質又は量の変更による選定事業者の収入の減少又は経費の増加	△	○
第三者賠償	本設備の運営に係る騒音、振動等によって周辺住民等に損害を与えたことによる損害、賠償費用等		○	
事業終了	債務不履行	電力又は温水の供給停止その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
		支払債務の不履行その他の都の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	

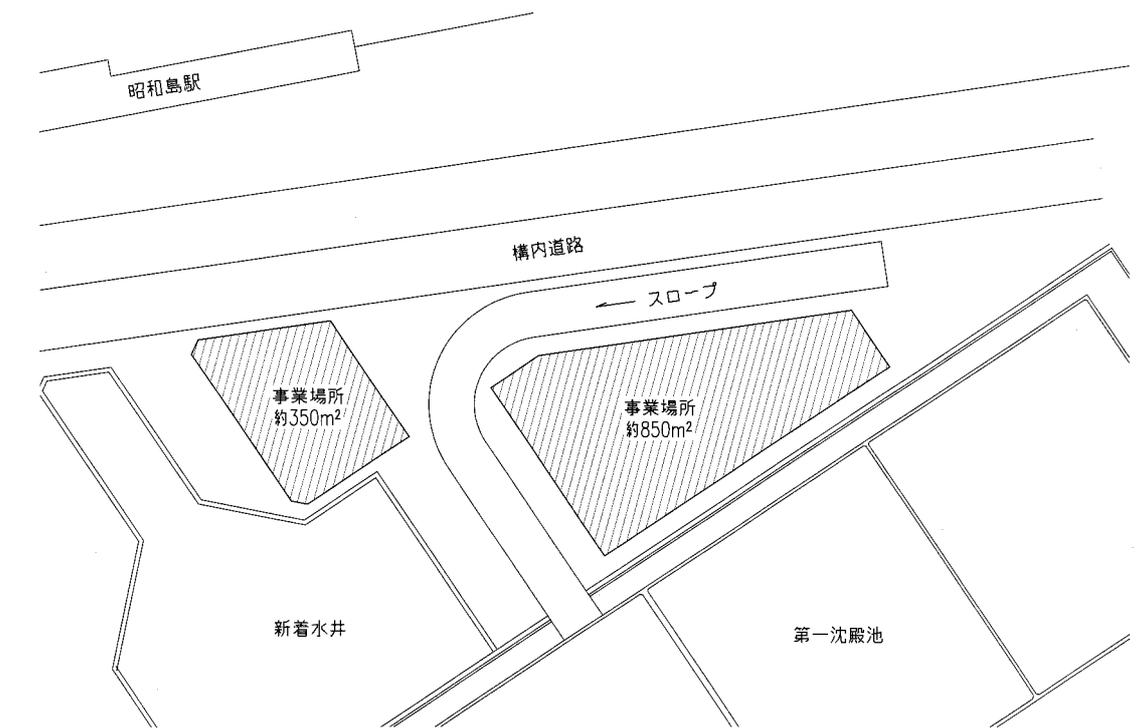
※従分担者:場合により負担がありえるものをいう。

## 別紙2 森ヶ崎水処理センター事業場所平面図

森ヶ崎水処理センター 事業場所平面図 S=1/8000



森ヶ崎水処理センター 事業場所平面図 詳細図 S=1/1000



別紙 3 実施方針に関する質問・意見書

平成 年 月 日

## 実施方針に関する質問・意見書

森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業に関する実施方針について、次のとおり、質問・意見を提出します。

提出者	会社名： 所在地： 所属： 氏名： 電話： ファミリ：
質問・意見項目	(御質問・御意見の別を明記してください)
内容	

注 1 御質問・御意見は、簡潔かつ具体的に記入してください。

注 2 御質問・御意見は、この用紙 1 枚につき 1 件とします。

注 3 御質問については、個別には回答しません。

(日本工業規格 A 列 4 番)